

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」

加算の取得状況：介護職員特定処遇改善加算（１）

職場環境要件の提示について、見える化要件に基づき、特定加算の所得状況を報告し、賃金改善の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示致します。

	職場環境要件	当法人の取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	介護福祉士資格取得支援として、研修費の助成、勤務シフトの考慮を行うことにより職員が資格を取得しやすい環境を整えている。各種研修受講については、計画的に職員育成を行うため、階層別に職員を選抜して研修を受講させている。
	研修の受講や、キャリア段位制度と人事考課との連動	キャリア段位で、知識と実践的レベルでの両面から評価し、人事考課に反映している。
労働環境・処遇の改善	新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入	新規採用・中途採用時、入職研修を行い経験ある先輩職員が専属で教育を行う為、安心して仕事に取り組める環境での成長をサポートしている。
	ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化	施設内でタブレット端末を活用し、バイタルの自動入力や、利用者様のケア記録を共有できるシステムを導入し、介護職員の作業の軽減を行っている。 また、日々の記録や履歴、申し送り内容など、随時把握できるよう活用し、利用者様に対して最適なサービスを提供できるようにしている。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	定期開催される各種委員会や主任による会議等の他、多職種協働によるミーティングで業務内容や細部に亘るケア内容の改善が図られている。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	各種事故対応マニュアルを整備している。事故報告書などを活用し、アクシデントを検証し、原因の追究と、改善を行って再発防止に取り組んでいる。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	法定の健康診断に加えて、婦人科検診も充実させている。 建物内の全面禁煙を実施している。
その他	中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)	中途採用者に限らず、中高年層の職員が働きやすい勤務シフトを設け、体の負担を軽減できるようにしている。
	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	近隣の小中学校へ出向き、出前授業を行ったり、地域福祉の拠点として、地域住民と共同で各種イベントの開催を行っている。
	非正規職員から正規職員への転換	準職員から正規職員採用への試験を1回実施しており、実績もある。

処遇改善として茂庭苑の賃金改善項目および支給方法

1. 介護職員処遇改善加算

期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

賃金改善の方法については経験年数（他法人特養経験含）及び役職等により特別手当として支給

- ① 常勤介護職員 月額 5,000 円～10,000 円支給
- ② 介護福祉士資格の有資格者に月額 8,000 円を特別手当①に加算して支給
- ③ 非常勤介護職員 上記①、②手当額を時間割合で支給
- ④ 夜勤加算手当Ⅰとして夜勤勤務1回につき 1,500 円支給
- ⑤ 主任介護員 月額 25,000 円支給
- ⑥ 副主任介護員 月額 20,000 円支給
- ⑦ リーダー介護員 月額 15,000 円支給

2. 介護職員等特定処遇改善加算

期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

賃金改善の方法については年2回（9月末予備3月末）に支給

- ① 介護福祉士有資格者で経験・技能を有する介護職員と認められる者で、当法人介護職として勤続10年以上（他法人の特養勤務経験者含）の介護職員に、月額 21,000 円
※前年度実績 16.8 ヶ月分支給
- ② ①以外の介護職員 月額 10,500 円
- ③ 非常勤介護職員 上記常勤職員、特定処遇改善加算手当額の時間割合で支給
- ④ 収入に対しての支給残高が生じた場合は、年度末で①の支給対象者に配分する

3. キャリアパス要件

【キャリア要件Ⅰ】

- ① 介護職員の任用における職員、職責又は職務内容等の要件を定めている
- ② ①に掲げる職位、職責又は職務内容に応じた賃金体系を定めている
- ③ ①、②について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している

【キャリア要件Ⅱ】

- ① 研修計画の他に、外部研修への参加と、人事考課による能力評価を行う
- ② 資格取得のための勤務シフトの調整、受講料半額の助成を行う
- ③ 職場環境等の要件について

【キャリア要件Ⅲ】

- ① 経験に応じて昇給する仕組み
- ② 資格等に応じて昇給する仕組み
- ③ ①②についてすべての介護職員に周知している